

## 3. 町内会活動に際して

### その1 届出・お問合せ窓口

#### (1) 町内会長・回覧の部数変更など

会長・町内会役員の改選、町内会総会が行われた際には、行政との円滑な連絡体制を確保するため、役員名簿・総会資料などの提出をお願いします。

班の改編などにより、回覧部数に変更になった場合には、随時電話等にてご連絡ください。また、市役所の担当窓口のお問合せ、町内会活動についてのご相談も下記あてにご連絡ください。

石狩市連合町内会連絡協議会事務局（市役所1階 広聴・市民生活課内）

環境市民部広聴・市民生活課

☎72-3191 Fax72-3199

厚田支所地域振興課

☎78-2012 Fax78-2718

浜益支所市民福祉課

☎79-2112 Fax79-2350

#### (2) 自主防災組織の担当変更や防災訓練の計画など

町内会役員の改選に伴い、自主防災組織の担当が変更となった場合には、届出をお願いします。また、防災訓練を実施する場合は、事前計画書の提出をお願いします。下記あてにご連絡ください。

総務部危機対策課

☎72-3190 Fax75-2275

一般財団法人石狩市防災まちづくり協会

☎77-6217 Fax76-6673

#### (3) 地域ボランティア清掃

##### ① 春季・秋季クリーン作戦について

事前に各単位町内会宛にご案内文書を送付いたします。その際に、「ボランティア専用袋」の配布枚数をご連絡ください。

ごみの特別回収は行いませんので、「燃やせるごみ」「燃えないごみ」「燃やせないごみ」に分別のうえ収集日ごとに、皆様のご家庭から排出をお願いします。

##### ② その他のボランティア清掃について

ボランティア清掃は随時受け付けておりますので、「ボランティア専用袋」の必要枚数を事前にご連絡ください。

環境市民部ごみ・リサイクル課

☎72-3126 Fax75-2275

厚田支所市民福祉課

☎78-2886 Fax78-2718

浜益支所市民福祉課

☎79-2112 Fax79-2350

#### (4) 市道の補修・除雪

市道の補修・除雪については下記あてにご連絡ください。

建設水道部都市整備課維持担当 ☎ 7 2 - 3 1 3 8      Fax 7 5 - 2 2 7 4
建設水道部都市整備課厚田支所担当 ☎ 7 8 - 2 0 1 5      Fax 7 8 - 2 7 1 8
建設水道部都市整備課浜益支所担当 ☎ 7 9 - 2 1 2 0      Fax 7 9 - 3 7 0 2

#### (5) 道路照明灯・防犯灯・街路灯の補修

##### ① 道路照明灯の補修

幹線道路・準幹線道路の照明灯（主に独立灯）については、『道路照明灯』とよばれており、補修については下記あてにご連絡ください。

建設水道部都市整備課管理担当 ☎ 7 2 - 6 1 2 2      Fax 7 5 - 2 2 7 4
建設水道部都市整備課厚田支所担当 ☎ 7 8 - 2 0 1 5      Fax 7 8 - 2 7 1 8
建設水道部都市整備課浜益支所担当 ☎ 7 9 - 2 1 2 0      Fax 7 9 - 3 7 0 2

##### ② 防犯灯の補修

照明灯には、幹線道路・準幹線道路に設置された『道路照明灯』、住宅地の中の細街路に設置され町内会・自治会や街路灯組合で管理している『街路灯』がありますが、これらに属せず、歩行者専用道路などに市が設置している『防犯灯』があります。防犯灯の補修については下記あてにご連絡ください。

建設水道部都市整備課管理担当 ☎ 7 2 - 6 1 2 2      Fax 7 5 - 2 2 7 4
建設水道部都市整備課厚田支所担当 ☎ 7 8 - 2 0 1 5      Fax 7 8 - 2 7 1 8
建設水道部都市整備課浜益支所担当 ☎ 7 9 - 2 1 2 0      Fax 7 9 - 3 7 0 2

##### ③ 街路灯の補修

細街路に設置され、町内会や街路灯組合で管理している街路灯については、町内会や街路灯組合で補修しています。また、街路灯の電気料・修繕料等については補助制度がありますので、詳細につきましては※街路灯組合拠出金（P 1 5 参照）をご確認ください。お問合せ先は次頁に掲載しております。

建設水道部建設総務課庶務担当

☎ 7 2 - 3 1 3 7      Fax 7 5 - 2 2 7 4

建設水道部都市整備課厚田支所担当

☎ 7 8 - 2 0 1 5      Fax 7 8 - 2 7 1 8

建設水道部都市整備課浜益支所担当

☎ 7 9 - 2 1 2 0      Fax 7 9 - 3 7 0 2

## (6) 空き地の除草を町内会がする場合

私有地は、土地所有者が責任を持って管理することとなっていますが、遠隔地に居住しているため管理が行き届かず、雑草が伸び放題となっている所もあります。

市内には、そのような空き地の除草事業を行っている町内会がいくつかあります。

町内会で空き地の状況調査を行い、「地権者への除草協力依頼文」「納付書」などを送付し、申込みがあった土地の草刈を町内会で行ってはいますが、書類送付の際に、地権者の連絡先がわからないため、市が書類送付を代行しております。希望される町内会は下記あてにご連絡ください。

なお、協力依頼ですので、最終的には土地所有者の同意・協力がなければ草を刈ることはできませんので、あらかじめご了承ください。

環境市民部ごみ・リサイクル課

☎ 7 2 - 3 1 2 6      Fax 7 5 - 2 2 7 5

## (7) 空き地の立ち木などが危険な場合

私有地の建物や立ち木などが危険な状態になっているが、所有者がわからなくて困っているというご相談をいただいています。私有地の管理については、市が所有者へ指導する権限はありません。しかし、①実際に危険な状態が発生しており、②危険にさらされている当事者、地域住民を代表する方のご連絡先を掲載して、所有者の方に文書を送ることは可能ですので、下記までご相談ください。(※所有者の氏名及び住所はお教えできません)

環境市民部広聴・市民生活課

☎ 7 2 - 3 1 9 1      Fax 7 2 - 3 1 9 9

## (8) 道町連共済～町内会活動の共済

道町連共済は、町内会・自治会活動中に事故にあわれたとき、見舞金を支給する『北海道町内会連合会』の会員相互の助け合いの事業です。

北海道町内会連合会の会員組織である、石狩市連合町内会連絡協議会に加盟している連合町内会・単位町内会の会員の皆さんが加入できます。

石狩市連合町内会連絡協議会事務局（市役所1階 広聴・市民生活課内）

☎ 7 2 - 3 1 9 1      Fax 7 2 - 3 1 9 9

※ 詳細は巻末の 6. 資料編（4）道町連共済～町内会活動の共済（P 3 9 参照） でご確認ください。

## (9) 交通安全運動

石狩市交通安全推進委員会では、市の交通安全運動の推進、高齢者やお子さんの交通安全教室を開催するなど、交通安全運動を行っています。また、夜光反射材などの交通安全に関する資材の販売を行っています。

なお、各町内会で啓発のために使用している交通安全旗については、毎年、札幌北交通安全協会石狩支部・地区分会や、連合町内会で作成し各町内会へ配付していますが、破損などによる不足分を補填するために、随時販売を行っています。

石狩市交通安全推進委員会（市役所1階 広聴・市民生活課内）

☎72-3191 Fax72-3199

## (10) 高齢者・要介護者などに関する相談

地域包括支援センターは、石狩市で暮らす皆さんの、生活の中で起こる様々な問題（介護・福祉・健康・医療など）を、総合的に支えるための機関です。住み慣れた地域で安心していきいきと暮らすために、介護保険制度、高齢者の権利を守る成年後見制度、高齢者虐待、悪質な訪問販売被害など、困っていること・わからないことについて相談に応じます。

また、地域で認知症や介護予防について、学習会の要望がありましたら、センターの職員を講師として派遣します。お気軽にご相談ください。

○相談日時 月曜日～金曜日（祝祭日及び年末年始を除く） 午前9時～午後5時

石狩市南地域包括支援センター（花川病院向い花びりか内） ☎73-2221 Fax72-8031	花川南2条1丁目、花川南3条1丁目～2丁目、花川南4条1丁目～3丁目、花川南5条～10条、樽川
石狩市花川中央地域包括支援センター （ココロホーム石狩病院前内） ☎77-6371 Fax77-6372	花川、花川北1条～3条、花川南1条、花川南2条2丁目～6丁目、花川南3条3丁目～5丁目、花川南4条4丁目～6丁目、あさひ町内会に属する花川東、花川南第4町内会に属する花畔
石狩市北地域包括支援センター（りんくる1階） ☎75-6100 Fax75-6161	花川北4条～7条、花川東（あさひ町内会に属する花川東を除く）、花畔（花川南第4町内会に属する花畔を除く）、緑苑台、中生振、北生振、本町・親船地区、新港、八幡、高岡、五の沢、緑ヶ原、志美
石狩市厚田地域包括支援センター（厚田保健センター内） ☎78-1030 Fax78-1034	厚田区全域
石狩市浜益地域包括支援センター（市役所浜益支所内） ☎79-5111 Fax79-2350	浜益区全域

## (11) 子どもに関する相談

市では、専門相談員を配置し、子どもに関する総合的な相談窓口として「子ども相談センター」を設置しています。家庭内での子どもの養育、しつけ、虐待のほか、学校生活（いじめ・人間関係）、非行など児童に関する様々な悩みについての相談に応じます。

○**ご利用方法** 電話、面接（プライバシーに配慮した専用の相談室があります）により相談に応じます。

○**相談日時** 月曜日～金曜日（祝祭日及び年末年始を除く） 午前9時～午後5時

保健福祉部子ども相談センター（市役所2階）

☎72-3195 Fax72-3071

## (12) 障がいのある方に関する相談

### ○ 指定相談支援事業所

石狩市にお住まいの障がいのある方やそのご家族の方で、日常生活に困ったこと・不安なことがある方はお気軽にご相談ください。福祉サービスの利用手続きや専門機関の紹介など、専門の相談員がサポートします。

#### ◎ 石狩市相談支援センター「ぷろっぷ」

〒061-3216 石狩市花川北6条1丁目41番地1 石狩市総合保健福祉センターりんくる1階

☎72-6137 Fax72-6138 E-mail [prop@harunire.or.jp](mailto:prop@harunire.or.jp)

○**相談日時** 月曜日～金曜日（祝祭日及び年末年始を除く）

午前8時45分～午後5時15分

#### ◎ 「相談室ヨルド」

〒061-3204 石狩市花川南4条5丁目21番地

☎/ Fax 74-9399 E-mail [jord@tanpoponohara.jp](mailto:jord@tanpoponohara.jp)

○**相談日時** 月曜日～金曜日（祝祭日及び年末年始を除く）

午前10時～午後7時

#### ◎ 「相談室りんく」（身体・知的障がい者児を対象としています）

〒061-3201 石狩市花川南1条1丁目16番地

☎77-5723 Fax73-8400 E-mail [info@treefield.org](mailto:info@treefield.org)

○**相談日時** 月曜日～金曜日（祝祭日及び年末年始を除く）

午前8時30分～午後5時30分

#### ◎ 「ケアプランセンター グルーヴ」（身体障害者を対象としています）

〒061-3203 石狩市花川南3条3丁目22番地 松友ビル3階

☎67-1086 Fax72-8555 E-mail [info@groove-i.com](mailto:info@groove-i.com)

○**相談日時** 月曜日～金曜日（祝祭日及び年末年始を除く）

午前8時～午後5時

### ○ 障がい者就業・生活支援センター

障がいのある方を対象として就労面を中心に社会生活上の相談・助言を行います。

#### ◎ 石狩障がい者就業・生活支援センター「のいける」

〒061-3201 石狩市花川南1条4丁目225番地 カナオカビル3階

☎76-6767 Fax76-6781 E-mail [noikeru@harunire.or.jp](mailto:noikeru@harunire.or.jp)

○**相談日時** 月曜日～金曜日（祝祭日及び年末年始を除く）

午前9時～午後5時

## その2 各種助成制度

### (1) 地区町内会振興事業助成金

連合町内会又は複数の町内会などが継続して実施する、地域の交流振興に寄与する事業の事業費に助成します。

項 目	内 容
補助等の対象者	連合町内会又は合同で事業を実施する複数の町内会 石狩市連合町内会連絡協議会加盟の単位町内会
補助等の対象	地域の交流・振興に寄与する事業で、原則として長年継続して実施している事業又は今後継続して実施すると認められる事業
補助金額等の基準	事業費の25%以内
その他特記事項	(1) 初めて申請を行う連合町内会などが優先となります (2) 助成を受けた連合町内会などが、その年度、再度他の事業で助成申請をすることはできません
問合せ先	石狩市連合町内会連絡協議会（広聴・市民生活課内） ☎72-3191

### (2) 地区社会福祉協議会運営助成事業

地域で様々な福祉活動を実施するため、連合町内会、複数町内会、単位町内会によって構成された、地区社会福祉協議会の運営費に助成します。

項 目	内 容
補助等の対象者	地区社会福祉協議会（連合町内会、複数町内会、単位町内会単位に、町内会関係者、民生委員児童委員、高齢者クラブ、ボランティアなどによって構成されています）
補助等の対象	地区社会福祉協議会の管理運営費（事務費、会議費）
補助金額等の基準	(1) 23円×世帯数（1,000円未満切上） (2) 安否確認加算（定期的な安否確認等をしている場合） 上記(1)と(2)を足した金額を助成
その他特記事項	地区社会福祉協議会は、概ね500世帯以上を単位として構成されています (3) 「地域福祉活動助成事業」と合算して助成します
問合せ先	社会福祉協議会地域福祉課 ☎72-8184

### (3) 地域福祉活動助成事業

地区社会福祉協議会が、地域で実施する福祉活動の事業費を助成します。

項 目	内 容
補助等の対象者	地区社会福祉協議会、町内会
補助等の対象	小地域福祉活動、在宅福祉活動（メニュー事業）を2件以上実施する場合に、その事業費に助成します
補助金額等の基準	事業総額の3分の2以内 地区社会福祉協議会は、50,000円、町内会福祉部は、20,000円を限度額として助成
その他特記事項	町内会が助成を受ける場合には、原則として福祉部などが設置されていることが必要です
問合せ先	社会福祉協議会地域福祉課 ☎72-8184

#### (4) 敬老会事業交付金

町内会などが実施する敬老会事業に要する経費に対し、交付金を交付します。

項 目	内 容
補助等の対象者	連合町内会及び単位町内会など
補助等の対象	町内会などが実施する敬老会の開催に要する経費
補助金額等の基準	(1) 人数割：敬老会に出席する75歳以上の高齢者1人につき1,500円 (その年度に年齢が75歳に達する者を含む) (2) 団体割：地域に住む75歳以上の高齢者数に応じて定められた額
その他特記事項	交付金を受けようとする団体は、あらかじめ対象者名簿の提出が必要です
問合せ先	保健福祉部高齢者支援課 ☎72-7014

#### (5) ふれあい雪かき運動交付金

町内会など地域ぐるみで協力し合いながら、高齢者などの住宅の除雪を行う場合に、交付金を交付します。

項 目	内 容
補助等の対象者	町内会又はふれあい雪かき運動の実施が可能と認められた団体
補助等の対象	組織の維持費及び活動費
補助金額等の基準	(1) 組織維持費：20,000円/1シーズン (2) 活動費：5,000円/1シーズン1世帯あたり
その他特記事項	交付金を受けようとする団体は、あらかじめ申請が必要です 運動支援として、小型除雪機を貸し出します(台数限定)
問合せ先	保健福祉部高齢者支援課 ☎72-7014

#### (6) 街路灯組合拠出金

夜間における交通の安全及び犯罪の防止を図るため、街路灯を設置し維持する団体へ拠出金を交付します。

項 目	内 容
補助等の対象者	街路灯組合又は市長が認定した町内会、組織等
補助等の対象	街路灯の電気料及び設置・修繕・撤去に要する費用の一部
補助金額等の基準	(1) 設置費の50パーセント以内 ※LED等については1灯につき、30,000円を限度とする ※専用柱を設置する場合については1か所につき、60,000円を限度とする (2) 撤去費の50パーセント以内 (3) 電気料及び修繕料の50パーセント以内
その他特記事項	補助金の申請は、毎年1月末日、5月末日及び9月末日までに申請書を市長に提出します ・1月末日提出分：前年の9月1日から12月31日の維持費 ・5月末日提出分：当年の1月1日から4月30日の維持費 ・9月末日提出分：当年の5月1日から8月31日の維持費
問合せ先	建設水道部建設総務課 ☎72-3137

**(7) 集団資源回収奨励金**

町内会・PTAなど集団資源回収実施団体が行う、集団資源回収に対し奨励金を交付します。

項 目	内 容
補助等の対象者	町内会、婦人会、高齢者クラブ、PTAその他の住民団体
補助等の対象	(1) 新聞・雑誌・ダンボール (2) 金属類（スチール缶、アルミ缶を除く）
補助金額等の基準	対象品目の総重量に対し1Kg当たり3円
その他特記事項	奨励金の交付を受けようとする団体は、あらかじめ申請が必要です
問合せ先	環境市民部ごみ・リサイクル課 ☎72-3126

**(8) 防災資機材の助成及び防災資機材保管庫の貸与**

自主防災組織が災害時に速やかな消火・避難誘導・救出・救護等の活動をするため、防災資機材の助成及び防災資機材保管庫を貸与します。

項 目	内 容
補助等の対象者	自主防災組織（町内会・自治会）
補助等の対象	防災資機材の助成及び防災資機材保管庫の貸与
補助金額等の基準	防災資機材の助成基準は次のとおり (1) 加入世帯数500未満は1組 (2) 加入世帯数500以上～1,000未満は2組以内 (3) 加入世帯数1,000以上は3組以内
その他特記事項	防災資機材保管庫の貸与は、防災資機材を助成している自主防災組織（町内会・自治会）で保管場所の確保が困難な組織です。また、災害時に防災資機材を使用できるよう、定期的な点検をお願いします
問合せ先	総務部危機対策課 ☎72-3190 一般財団法人石狩市防災まちづくり協会 ☎77-6217

**(9) 自治会連絡活動交付金**

地域活動の推進、あわせて行政諸用務を市と協働で推進するため地域自治会・町内会に交付金を交付します。

項 目	内 容
補助等の対象者	厚田区・浜益区の町内会
補助等の対象	町内会が行う、地域活動の推進、行政諸用務の連絡活動（市広報配布、行政連絡文書各戸配布）に対して交付します
補助金額等の基準	町内会の戸数を基に、毎年度予算の範囲で決定します
その他特記事項	平成19年度より、個人が担っていた厚田区・浜益区の駐在員・連絡員を、町内会が担うこととし、交付金として改正しました
問合せ先	厚田支所地域振興課 ☎78-2012 浜益支所市民福祉課 ☎79-2112

### (10) 道路愛護事業交付金

道路愛護組合が実施する道路沿道清掃事業に対し、その経費の一部を交付します。

項 目	内 容
補助等の対象者	市が認定した道路愛護組合（町内会など）
補助等の対象	道路愛護組合が市道の路肩から両側2メートルの範囲において、草刈などの撤去事業を行う場合に交付します
補助金額等の基準	事業を実施する面積1平方メートルあたり5円を乗じた金額 ・面積については、市道の路肩から両側2メートルの範囲に限ります ・年間の限度額は200,000円とし、58,000円を下回る場合は58,000円とします
問合せ先	建設水道部都市整備課 ☎72-6122

### (11) 河川愛護事業交付金

河川愛護組合が実施する普通河川敷地清掃事業に対し、その経費の一部を交付します。

項 目	内 容
補助等の対象者	市が認定した河川愛護組合（町内会など）
補助等の対象	河川愛護組合が河道から両側2メートルの範囲において、草刈などの撤去事業を行う場合に交付します
補助金額等の基準	事業を実施する面積1平方メートルあたり5円を乗じた金額 ・面積については、河道から両側2メートルの範囲に限ります ・年間の限度額は200,000円とし、58,000円を下回る場合は58,000円とします
問合せ先	建設水道部都市整備課 ☎72-6122

### その3 協働事業など

#### (1) 公園管理業務・・・担当：建設水道部都市整備課

町内会区域内にある、街区公園（面積が2, 500㎡程度まで）は町内会活動と密接な関係にあるため、草刈・清掃・点検など、地域の皆さんに管理していただくことで、より望ましい管理が行えることから、町内会など地域との協働で管理を行うものです。

項目	内容
事業の対象者	町内会、高齢者クラブなどの団体
事業の内容	街区公園の維持管理で、草刈・清掃・点検などの軽微な維持管理
事業費等の基準	団体に支払われる委託料は、草刈面積・施設の内容（遊具の種類・トイレの有無など）に応じ協議していただきます
特記事項	地域の事業実施団体と、公園の指定管理者が委託契約を締結します
問合せ先	公園指定管理者 石狩総合管理協同組合 ☎76-2233

#### (2) 集会所運営事業・・・担当：環境市民部広聴・市民生活課

地域住民の活動拠点である集会所について、会館運営委員会を指定管理者として、地域住民自らが運営することにより、地域自治活動の推進を図るものです。

項目	内容
事業の対象者	各集会所エリアの住民によって構成される会館運営委員会
事業の内容	会館運営委員会が、利用者から徴収する集会所利用料金と市が支払う管理運営費(指定管理料)により、集会所の管理運営を行います
事業費等の基準	管理運営費(指定管理料)として、光熱水費、管理人費、清掃費、除雪費、電話料金などをもとに算出します
問合せ先	環境市民部広聴・市民生活課 ☎72-3191 厚田支所市民福祉課 ☎78-2886 浜益支所市民福祉課 ☎79-2112

#### (3) ふれあい研修センター管理運営事業・・・担当：生涯学習部社会教育課

地域住民の活動拠点でもあるふれあい研修センターを、運営委員会などを指定管理者として、地域住民が運営することにより、地域自治活動の推進を図るものです。

項目	内容
事業の対象者	センター運営委員会（2か所）、連合町内会（1か所）、町内会（1か所）
事業の内容	ふれあい研修センターの管理運営（4か所）
事業費等の基準	人件費（管理人、清掃、除雪）、光熱水費、維持管理費、防火関係費、通信費、その他
特記事項	予算の範囲
問合せ先	生涯学習部社会教育課 ☎72-3173

#### (4) 町内会による歩道等除雪・・・担当：建設水道部都市整備課

積雪期間の通行が困難な歩道等の除雪を町内会が行い、市が経費の一部を助成し、市民との協働により、冬期間における歩行空間の確保及び準幹線道路における通学児童の安全確保を図るものです。

項目	内容
事業の対象者	町内会
事業の内容	歩行者専用道路、準幹線道路の歩道除雪
事業費等の基準	指定された町内会に団体活動費として、20,000円（1シーズン） 認定された歩道等の除雪費として、250円/メートル
問合せ先	建設水道部都市整備課 ☎72-3138

#### (5) 声かけ運動・スクールガード・・・担当：生涯学習部教育支援課

市内小学校区域の単位町内会、高齢者クラブなどに対し、各学校が核となり、不審者対策や交通安全に関するボランティア活動を行うものです。

項目	内容
事業の対象者	町内会や高齢者クラブ、学校
事業の内容	児童生徒の登下校時における、声かけやパトロール
事業費等の基準	ボランティアで活動をお願いしているので事業費はありません
特記事項	地域で子どもたちを見守る取組をそれぞれの小学校を核とし、町内会など にお願いしています。取組は地域の状況に応じて様々です
問合せ先	生涯学習部教育支援課 ☎76-8000

#### (6) 日本赤十字社社資募集・・・担当：社会福祉協議会

日本赤十字社の活動資金（社資）の募集を、町内会に依頼するものです。

項目	内容
事業の対象者	町内会、事業所等
事業の内容	日本赤十字社の活動資金（社資）を、各町内会に依頼し募集します
事業費等の基準	特になし
特記事項	救急法講習、水上安全法講習、健康生活支援講習などの各種講習会も実施 しています
問合せ先	日本赤十字社北海道支部石狩市地区事務局 社会福祉協議会総務課内 ☎72-8181

**(7) 共同募金・・・担当：社会福祉協議会**

赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金の募集を、各単位町内会に依頼するものです。

項 目	内 容
事業の対象者	町内会、各事業所、学校、職場、その他
事業の内容	10月から始まる赤い羽根共同募金、12月から始まる歳末たすけあい、各募金について、各町内会に協力を依頼し募集します
事業費等の基準	特になし
特記事項	赤い羽根共同募金は道内における次年度に必要とされる民間地域福祉事業の財源を集める計画募金です 歳末たすけあい運動は、市民が温かい気持ちで新しい年を迎えることができることを目的とした運動です
問合せ先	石狩市共同募金委員会事務局 社会福祉協議会総務課内 ☎72-8181

**(8) 協働事業提案制度・・・担当：環境市民部広聴・市民生活課**

市民と市が協働による事業を提案し、実現する機会をつくるものです。

項 目	内 容
事業の対象者	町内会やボランティアグループなど、市内で活動する団体
事業の内容	市との協働によって、地域の課題を解決しようとする新たな事業を募集します。分野は問いません
事業費等の基準	事業費等の基準は特に設けていませんが、公費の支出を伴う協働事業にあつては、提出団体において予算・決算等を的確に行うことが要件となります
特記事項	協働事業の実施方法は、事業協力、共催、補助、委託のいずれか又はその組み合わせを基本とします 提案を受けた事業は、検討・審査後、決定し、実施します
問合せ先	環境市民部広聴・市民生活課 ☎72-3191

## その4 市政・市民活動に関する窓口～相談窓口

### (1) 市政に関する一般相談、要望・陳情

市の通常の行政サービスに関するご相談は、各担当窓口でお伺いし対応しています。しかし、地域の皆さんからのご要望の中には、担当窓口では対応しきれないもの、担当窓口が複数にまたがるもの、市だけでは対応できないもの、予算措置や政策決定が必要なものなどがあります。

このようなご意見やご相談、地域から要望書を市に提出されるときには下記あてにお問合せください。

環境市民部広聴・市民生活課

☎72-3191 Fax72-3199

### (2) 自治懇話会

それぞれの地域に根ざしたまちづくりの課題等について、市長と担当部長が直接お聴きし、語り合う場です。ご提案・ご意見・ご要望をまちづくりに活かします。

各連合町内会単位による開催となりますので、各連町より開催の要望をいただいで調整します。

環境市民部広聴・市民生活課

☎72-3191 Fax72-3199

### (3) 市長室開放

より良いまちづくりのため市長が市民の皆さんと気軽に語り合う場として、毎月1回「市長室開放」を行っています。希望される方は、前日の17時15分までに電話でお申込みください。(日程は毎月の広報でお知らせします。)

環境市民部広聴・市民生活課

☎72-3191 Fax72-3199

### (4) まちづくり出前講座

まちづくりに関することや、市役所のこと、いろいろな制度の内容など、様々なテーマについて講師となる市役所の職員などを派遣し、皆さんの学習をお手伝いします。

#### 【お申込みについて】

- ・10名以上の受講者が必要です。
- ・約70メニューの中から、開催したい講座と日時を決めていただきます。
- ・会場を手配していただきます。
- ・開催希望日の3週間前までに申込書を提出していただきます。メニュー表、申込書は下記にお問合せください。

なお、講座を開催できる時間は、午前10時から夜9時までの間です。土日祝日も開催しますが、年末年始の休業中はお休みさせていただきます。

生涯学習部社会教育課

☎72-3173

**(5) 石狩市市民活動情報センター「ぽぽらーと」・・・担当：環境市民部広聴・市民生活課**

市民活動をサポートし、協働のまちづくりを推進するための施設です。印刷機器やミーティングコーナー、助成金やイベントなどの情報を提供したり、市民活動に関する様々なご相談をお受けしています。すでに活動している団体やこれから活動を始めようとしている皆さんを応援します。

項 目	内 容
事業の内容	市民活動に関する情報提供や相談業務、印刷機器・コピー機・パソコン等の設置（有料）、プロジェクター・スクリーン等の備品貸出（有料）、市民図書館予約本取り次ぎ業務など
利用案内	○開館時間 午前10時～午後5時 ○休館日 日曜日、祝日、第2・4月曜日及び年末年始 ○ホームページ： <a href="http://popolart.sakura.ne.jp/">http://popolart.sakura.ne.jp/</a>
場所・問合せ	石狩市花川北3条2丁目（花川北コミュニティセンター内） 石狩市市民活動情報センター ぽぽらーと ☎77-7070 Fax77-7071

**(6) 各種相談窓口**

相談内容（相談員）	相談日時	場所	問合せ
住民よろず相談 （民生委員）	毎週火曜日 13時から16時まで （受付15時まで）	りんくる	社会福祉協議会 ☎72-8220
	毎月第3木曜日 13時から16時まで （受付15時まで）	厚田保健センター 浜益支所	
人権相談 （人権擁護委員）	毎月第3火曜日 13時30分から16時まで （受付15時30分まで）	りんくる又は市役所（予定） ※広報いしかりやホームページなどでご確認ください	環境市民部広聴・市民生活課 ☎72-3191
家庭生活相談・ 女性相談 （北海道家庭生活かたがわ クラブ石狩地区会員）	毎月第1・2・3火曜日 10時から15時まで 毎月第4火曜日 13時から16時まで	石狩市役所1階 相談室	環境市民部広聴・市民生活課 ☎72-3227 （相談専用）
行政相談 （行政相談委員）	毎月第3木曜日 13時30分から16時まで	石狩市役所1階 相談室	環境市民部広聴・市民生活課 ☎72-3191
消費生活相談 （消費生活相談員）	毎週月曜日～金曜日 10時から16時まで	石狩市役所1階 消費生活センター	消費生活センター ☎75-2282 （相談専用）
特別支援・不登校 の相談	毎週月曜日～木曜日 9時から15時45分まで 毎週金曜日 9時から14時45分まで	石狩市役所4階	生涯学習部教育支援課 ☎76-8000 （専門の相談員が対応します）
引きこもりや不登校 などに関する相談	毎週月曜日～金曜日 10時から19時まで	相談室セジュール・まるしえ （花川北3-3）	相談室セジュール・まるしえ ☎77-5763

相談内容（相談員）	相談日時	場所	問合せ
こころの健康相談 （精神科医師）	予約制 江別保健所 月1回 石狩支所 2か月に1回	江別保健所又は 石狩支所	江別保健所健康推進課 ☎011-383-2111
健康相談 （保健師・栄養士）	毎週月曜日～金曜日 8時45分から17時15分 まで	りんくる	保健福祉部保健推進課 ☎72-3124
弁護士無料法律相 談	毎月第1・3水曜日 13時30分から15時30分 まで ※要予約、各4組（申込順）	石狩市役所会議 室	環境市民部広聴・市民生活課 ☎72-3191